

無電柱化の推進に関する課題

令和2年6月

検討課題の整理(事務局案)

項目	今後の課題
多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○浅層埋設方式、小型ボックス活用埋設方式、直接埋設方式等の低コスト手法の全国への本格普及 ○低コスト化を図る新材料、新技術の積極的な活用の促進 ○事業期間短縮のための事業のスピードアップ、負担軽減(包括委託による効率化) ○関係者(道路管理者、電線管理者)が一体となった低コスト技術・手法
財政的措置	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体への財政的支援の継続 ○電線管理者の負担軽減策(地方公共団体における占用料の減免措置)
占用制度の的確な運用	<ul style="list-style-type: none"> ○37条の規定に基づく新設電柱の占用制限 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全・円滑化の観点からの占用制限の本格運用 ・市町村等における緊急輸送道路等の占用制限 ○道路事業・面整備時の新設電柱の占用禁止の徹底 ○既設電柱の撤去に向けた調整の実施 ○外部不経済を反映した占用料の見直し
関係者の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地方ブロック無電柱化協議会の機能強化 ○沿道住民との円滑な合意形成による民地活用の促進
総合的、計画的かつ迅速な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地方部での広報・啓発活動、電線管理者と連携した広報の充実 ○地方公共団体の無電柱化推進計画の策定推進 ○経験の少ない地方公共団体に対する技術的支援の充実
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○面整備時の開発事業者と連携した電柱設置の抑制 など

事前に委員から頂いたご意見等①

推進計画の項目	ご意見等
無電柱化の推進に関する目標	<p>○目標値は市町村道も含んだものと思われるが、全体計画のコミットはどのようにするのか。</p> <p>○現在のペースでは長期間の年数がかかるが、最終目標に向かって、どれくらいのスピードで何をしようとしているのかを盛り込むべき。</p>
多様な整備手法	<p>○低コストだけでなく、災害に強い設備のあり方や災害が生じた際の復旧スピードの加速化についての検討が必要。</p> <p>○PFI事業について、事業者の選定は競争を経て実施しているのか。また、技術開発は行われているのか。</p>
コスト縮減	<p>○低コスト化の基準の的確さはどの程度確保されているのか。</p> <p>○無電柱化が高コストになる要因、長期化する要因を分析すべき。</p>
財政的支援	<p>○ケーブルテレビの負担割合はどの程度か。</p> <p>○補助事業の内容について自治体へ十分周知することが必要。</p> <p>○電線管理者主体の無電柱化が無電柱化推進法の骨子の一つ。補助の対象が単独地中化に限定されると、電力事業者と通信事業者がバラバラに整備を行う恐れがあるので、共同で無電柱化を行う場合でも補助金が使えるようにすべき。</p>
占用制度の的確な運用	<p>○景観面での占用制限については、無電柱化だけでなく道路景観分野で議論を重ねないと無電柱化に適用できないのではないかと。</p> <p>○緊急輸送道路の既設電柱を10年間で撤去するのであれば、他の施策と組み合わせしていく必要がある。</p> <p>○外部不経済として具体的に想定しているものは何か。占用料の見直しは弾力的に行うということでしょうか。</p>

事前に委員から頂いたご意見等②

推進計画の項目	ご意見等
関係者の連携強化	<p>○無電柱化は様々な立場の人が関わっているので、異なる意見を束ね、関係者が十分に連携することが重要。</p>
広報・啓発活動	<p>○防災面での有効性をアピールして施策を進めていくべき。</p> <p>○電力供給の強靱化や環境整備のための施策として訴えかけていくべき。</p> <p>○市町村長の意向が重要なので、無電柱化に対してどのような考え方を持っているか調査すべき。</p>
その他	<p>○停電を防ぐため、発電所と市街地の間にある農村部や山間部においても無電柱化を進める必要がある。</p> <p>○沿道民地でも災害時に電柱倒壊により道路を塞ぐことになるので、防災力を高める観点から、電線管理者が主体的に地中化することも必要。</p> <p>○電柱を増やさない努力が必要であり、土地区画整理事業や開発事業の際に無電柱化を許可条件とすることも考えられる。</p> <p>○ライフサイクルコストも考慮して、設計と設備のパッケージ化、モジュール化を行い、部分的な更新を行っていくことが必要。30年後に通信管路の半分を取り替える必要があるので、その際に電線共同溝に代替していくことも考えられる。</p>